

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十三第

行發日一月一年五和昭

新年特別號

- 所得稅に於ける累進率 法學博士 神戸 正雄
- 限界經濟學 文學博士 米田庄太郎
- マルクス價值論の價值論 文學博士 高田 保馬
- 農家經濟の本質に關する一考察 經濟學士 八木芳之助
- 我國の救護制度 經濟學士 橋本 文雄
- 資本主義社會の機構に於ける貨幣の地位 經濟學士 柴田 敬
- 商業の本質及商業經濟學に就て 經濟學士 谷口 吉彦
- 徳川幕府と紙幣の發行 經濟學博士 本庄榮治郎
- 六大都市特に大阪市の租稅負擔 經濟學博士 沙見 三郎
- 經營學の本質 經濟學博士 小島昌太郎
- 近着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

六大都市特に大阪市に於ける租税負擔

沙 見 三 郎

第一 六大都市と大阪市

最近の國勢調査即ち大正十四年十月一日の調査の結果によれば、我國に於て最も多數の人口を擁する都市は大阪市の二百十一萬人であつて、東京市の百九十九萬人、名古屋市の七十六萬人、京都市の六十七萬人、神戸市の六十四萬人、横濱市の四十萬人が之につき、更に廣島市の十九萬人、長崎市の十八萬人と云ふ順序を示してゐる。即ち國勢調査の示す所によれば、我國多數の都市の中にありて、大阪市、東京市、名古屋市、京都市、神戸市、横濱市の六大都市が人口の上にて、斷然他の小都市を抜いてゐるのである。特に大阪市の、東京市、横濱市と異り、大震災による損失を受くる事なくして膨脹をつゞけ、特に大正十四年に接續町村を合併する事により、人口に於ては六大都市中の首位を占めてゐる。従て六大都市の研究、特に大阪市の研究は、我國現代の社會生活を知る上に於て充分の意義を有するものである。

試みに、六大都市の人口、特に大阪市の人口の膨脹を最近十三年間にわたり調査し、此を全國の人口の變遷と比較すると、第一表を得る事が出来る。

第一表 全國と六大都市と大阪市とに於ける人口比較表¹⁾

	人 口 總 數 (人)		
	全 國	六 大 都 市	大 阪 市
大正 4	54,439,400	5,560,419	1,460,218
5	55,224,500	5,717,905	1,508,677
6	56,035,100	5,909,146	1,557,986
7	55,662,900	6,122,759	1,633,338
8	56,253,200	6,170,532	1,583,650
9	56,861,600	5,786,394	1,236,714
10	56,745,400	6,218,088	1,346,471
11	57,655,800	6,353,082	1,357,500
12	58,481,500	5,426,799	1,391,588
13	59,138,900	5,984,552	1,433,721
14	59,736,822	6,590,942	2,097,153
昭和 1	60,521,600	6,864,503	2,186,900
2	61,316,600	7,231,737	2,259,900

	人 口 百 分 比 (%)		
	六大都市人口 全 國 人 口	大阪市人口 全 國 人 口	大阪市人口 六大都市人口
大正 4	10.2	2.7	26.3
5	10.4	2.7	26.4
6	10.5	2.8	26.3
7	10.9	2.9	26.6
8	10.9	2.8	25.6
9	10.1	2.2	21.3
10	10.9	2.4	21.6
11	11.0	2.4	21.3
12	9.3	2.4	25.6
13	10.1	2.4	23.9
14	11.0	3.5	31.8
昭和 1	11.3	3.6	31.8
2	11.7	3.7	31.2

六大都市特に大阪市の於ける租税負擔

第三十卷 二二七 第一號 二二七

1) 主税局統計年報書；直接税負擔額表
大阪市財政要覽；六大市租税負擔額表

大正四年と云へば、世界大戰開始以來第二年目にあたると。其後、世界大戰が終りを告げ大正十二年の關東の大震災を経て、昭和二年に至るまでを計算すると、十三年の歲月が經過してゐるのである。大正四年に六大都市に集まつてゐた人口は全國人口の一割であつたものが、昭和二年には約一割二分に上つてゐる。特に大阪市に於ては、人口の増加の著しきものがある。大正四年には大阪市の人口が全國人口の二分七厘であつたものが、昭和二年には三分七厘となつてゐる。大正四年には六大都市の人口の四分の一強が大阪市に集中してゐたのに、昭和二年には三分の一弱に増してゐる。世界大戰の始に比し、人口が六大都市に集中し、特に大阪市に集中する勢の大となつた事は、注目すべき事實と云はねばならぬ。

六大都市、特に大阪市に人口が集中してゐると云ふ事實は、單にそれだけに止まらず、他の社會生活の方面にも影響を及ぼすのである。その影響の一つとして、我國民全體の財政生活の上にて、六大都市、特に大阪市が如何なる地歩を占めてゐるかを研究する必要がある。財政生活の方面に於ける六大都市の地位は、歳出總額又は歳入總額を比較する事によつて之を明らかにする事が出来る。然し歳出總額又は歳入總額の數字の中には單なる計算上の虚數が含まれてゐる事もあり、又官公業の有無により其の數字の意味を異にするものであるから、此等の數字の比較は必ずしも六大都市の財政生活の特色を忠實に傳へるものではない。故に茲には財政生活の中より租

税負擔の方面のみを選び、六大都市、特に大阪市の研究を試みる。

六大都市、特に大阪市に於ける租税負擔を研究するためには、單に市税を研究するに止まらず、問題を府縣税にも及ぼし、更に直接國税をも合せ考へ、以て六大都市の市民、特に大阪市民の負擔する租税の全額につき研究する必要がある。以下、第一に直接國税の負擔を研究し、次に地方税の負擔として府縣税と市税との負擔を調査し、最後に租税負擔全額につき考察を進める。

第二 直接國税の負擔

六大都市、特に大阪市は、人口の密集してゐる地域であるから、經濟活動が凡ての方面にわたり行はれるのである。従て六大都市特に大阪市の租税負擔を調べるにあつては、各種の租税につき負擔關係を明かにする必要がある。即ち生産營利に課税する收利税と經濟交通に課する流通税と消費の事實を客體とする消費税との凡ての方面にわたり研究せねばならない。

假に期間を大正四年より昭和二年に至る十三年間に局限して見るに、消費税としては酒税、煙草專賣益金、醬油税、石油消費税、砂糖消費税、織物消費税、通行税、清涼飲料税、關稅等を數ふべく、流通税としては登録税、印紙税、兌換銀行券發行税、取引所取引税等を擧ぐべく、更に收利税は所得税、戰時利得税、地租、營業税、營業收益税、鑛業税、賣藥營業税、取引所營業

税、資本金子税、相續税等よりなつてゐる。然れども此等の凡ての租税をば、その納税せらるゝ各都市別に分類して計算する事は、それ自身非常に困難なりと云はねばならぬ。加ふるに、一地方にて納税せられし租税が必ずしも其地方で負擔せらるゝとも限らず、特に間接消費税の如きは納税地以外の他地方に轉嫁せらるゝのを原則とするのであるから、眞の擔税額を各都市毎に調べるのは不可能の事業なりと云はねばならぬ。故に消費税と流通税とは、計算が困難にして且つ轉嫁の豫期し難きものとして、之を租税負擔の問題より凡て除外する事としたのである。更に收利税の中にありても、戦時利得税は臨時税の色彩の濃きものとして全く問題とせず、相續税も大正十四年度以後、始めて租税負擔額の中に加へる事とした。結局の所、過去十三年間にわたり租税負擔額として計上せられたるものは、收利税のみであつて、而も收利税中の地租、所得税、營業税、營業收益税、鑛業税、賣藥營業税、取引所營業税の七種の直接國税である。勿論、大阪市に於て納税せられて七種の直接國税の金額が、即ち大阪市に於て負擔せられし直接國税の金額なりと云ふ事が出来ない。例へば大阪市以外の地方に於て所得を齎らし、營業に従事してゐる人が、税法の關係上、大阪市に於て得たる所得及び營業收益と合算して所得税及び營業收益税を納税してゐる場合がある。更に大阪市に於て得たる營業純益及び所得につき、大阪市内に於て所得税及び營業收益税を納税してゐる場合もある。其の結果、大阪市に於ける本來の直接國税負擔額よりも

或は多き數字があらはれ、又は少き數字が出て來るのである。然しながら私が現在利用し得る統計材料としては、大阪市に於ける直接國税の納税額以上の範圍に出る事が出來ないのである。かくして調査したる直接國税負擔額を全國と六大都市と大阪市とに分ち、過去十三年間にわたり算定すると、第二表を得る事が出来る。

第二表 全國と六大都市と大阪市とに於ける直接國税負擔額表²⁾

直接國税負擔額 (圓)		
全 國	六大都市	大 阪 市
136,898,263	33,085,012	7,485,496
152,907,311	41,626,819	10,666,719
202,100,596	82,437,600	21,510,393
241,613,345	98,335,783	26,876,890
325,286,510	96,126,180	37,296,758
339,389,685	141,134,643	43,398,532
356,216,644	152,194,292	36,760,246
384,579,077	不 明	38,932,629
391,740,246	95,854,788	34,454,921
352,974,602	151,373,008	38,164,730
387,629,316	174,417,741	41,017,770
388,918,171	161,986,807	39,202,997
369,103,494	168,289,973	38,154,295

直接國税負擔額百分比 (%)		
六大都市直接國税 全國直接國税	大阪市直接國税 全國直接國税	大阪市直接國税 六大都市直接國税
24.2	5.5	22.6
27.2	7.0	25.6
40.7	10.6	26.1
40.7	11.2	37.3
29.5	11.4	38.7
41.5	12.7	30.7
42.7	10.3	24.1
不 明	10.1	不 明
31.7	11.4	35.9
42.8	10.8	25.2
44.9	10.5	23.5
41.6	10.1	24.3
45.5	10.3	22.6

2) 主務局統計年報書；直接税負擔額表
 大阪市財政要覽；六大市租税負擔額表(大正十一年度の材料は關東震災の爲めに燒失し不明)

大正	4	昭和	大正	4		
	5			5		
	6			6		
	7			7		
	8			8		
	9			9		
	10			10		
	11			11		
	12			12		
	13			13		
	14			14		
				昭和	昭和	
				1	1	
				2	2	

大正四年に全國の直接國稅の四分の一を六大都市が負擔してゐたのであるが、昭和二年には二分の一弱の直接國稅を六大都市が脊負つてゐる事が明らかとなる。六大都市の人口が、大正四年に全國の一割にして、昭和二年に一割二分に上つてゐるのを考へると、著しき對照をなしてゐる。更に大阪市の直接國稅負擔額は大正四年には五分五厘であつたものが、昭和二年には一割に上つてゐる。人口に於ては、大阪市は全國に對し大正四年には三分弱にして昭和二年には四分弱である。要するに、大阪市及六大都市について見るに、已に大正四年度に於て人口の割合に比し直接國稅の負擔額が大であつたものが、昭和二年に至り益々其の勢が顯著となつてゐるのである。大都市が直接國稅を負擔する事の格段に大なるは、注目すべき事實ではないか。

第三 地方稅の負擔

一 地方稅の負擔總額

全國六大都市及び大阪市に於ける地方稅の負擔額を過去十三年間にわたり調査すると、次の第三表を得る事が出来るのである。

第三表 全國と六大都市とに於ける地方税負擔額表

	地方税負擔額 (圓)		
	全 國	六 大 都 市	大 阪 市
大正 4	175,427,226	18,315,821	5,366,844
5	184,000,291	20,239,818	6,264,933
6	210,192,876	24,930,923	8,035,158
7	262,772,364	34,629,076	12,950,660
8	377,296,226	47,915,776	14,703,124
9	520,230,681	62,717,810	18,360,657
10	587,326,316	78,683,341	19,688,159
11	635,994,842	88,869,171	23,904,137
12	605,774,140	62,173,539	21,479,114
13	624,629,869	76,078,234	22,467,814
14	632,002,495	96,615,058	27,013,854
昭和 1	653,260,939	91,573,106	29,297,947
2	619,594,237	86,996,633	26,210,158

	地方税負擔額百分比 (%)		
	六大都市地方税 全國地方税	大阪市地方税 全國地方税	大阪市地方税 六大都市地方税
大正 4	10.4	3.1	29.3
5	10.9	3.4	30.9
6	11.8	3.8	32.2
7	13.1	4.9	37.3
8	12.6	3.9	30.6
9	12.0	3.5	29.2
10	13.3	3.4	25.0
11	13.9	3.6	26.8
12	10.2	3.5	36.9
13	12.1	3.6	29.6
14	15.2	4.3	27.9
昭和 1	14.0	4.5	31.9
2	14.0	4.2	30.1

假りに大正四年と昭和二年との二ケ年の數字を比較する。六大都市の人口が全國の人口に對し、それぐ一割及び一割二分の數字を示してゐるに反し、六大都市の地方税負擔は全國の地方

税負擔の一割及び一割四分となつてゐる。更に、大阪市の人口が全國人口に占むる割合が二割七分及び三割七分なるに對し、地方税負擔は三分一厘及び四分二厘である。故に六大都市は地方税に於ては、全國平均を少し越えたる程度の負擔をしてゐるに止まると云ふ事が出来る。

市に於ける地方税の負擔は、府縣税の負擔と市税の負擔との二つに之を分ち、研究せねばならぬ。先づ府縣税の研究をし、次に市税の負擔に移る事とする。

二 府縣税の負擔

大阪市、東京市、名古屋市、京都市、神戸市、横濱市の市民は府縣税としてそれ／＼大阪府税、東京府税、愛知縣税、京都府税、兵庫縣税、神奈川縣税を負擔してゐる。此等の府縣税は國税附加税と府縣特別税との二つに分れてゐるから、兩者を合せ考へねばならぬ。例へば大阪市内に於ける府税を見るに、國税附加税としては、所得税附加税、地租附加税、營業税附加税、營業收益税附加税、賣藥營業税附加税、取引所營業税附加税を數ふべく、特別税としては、特別地稅、都市計畫特別税、家屋税、營業税、雜種税をあげる事が出来るのである。

府縣税の負擔額を、全國と六大都市と大阪市とについて調査すると、第四表を得る事が出来る。

第四表 全國と六大都市と大阪市とに於ける府縣稅負擔額表

		府縣稅負擔額(圓)			
		全 國	六大都市	大 阪 市	
大正	4	66,436,573	4,797,994	1,499,473	
	5	69,116,736	5,081,043	1,630,931	
	6	80,211,639	5,515,483	2,043,878	
	7	101,859,137	8,072,424	3,136,727	
	8	141,747,470	10,777,570	4,142,904	
	9	185,284,828	14,133,960	5,326,447	
	10	217,214,354	20,249,971	5,722,339	
	11	233,118,332	20,487,315	6,166,656	
	12	236,970,535	13,696,880	4,985,510	
	13	242,735,013	17,412,248	5,284,192	
	14	251,088,455	30,298,929	6,337,839	
	昭和	1	254,439,714	21,561,989	7,411,471
		2	242,573,913	23,629,164	7,081,745
			府縣稅負擔額百分比(%)		
六大都市府縣稅 全國府縣稅			大阪市の府縣稅 全國府縣稅	大阪市の府縣稅 六大都市府縣稅	
大正	4	7.2	2.3	31.3	
	5	7.4	2.4	32.0	
	6	6.9	2.5	37.0	
	7	7.9	3.1	38.8	
	8	7.6	2.9	38.4	
	9	7.6	2.9	37.6	
	10	9.3	2.6	28.2	
	11	8.8	2.6	30.1	
	12	5.8	2.1	36.3	
	13	7.2	2.2	30.3	
	14	12.0	2.5	20.9	
	昭和	1	8.5	2.9	34.3
		2	9.7	2.9	29.9

府縣稅負擔額について注意すべき事は、大阪市に於ても、又六大都市の合計に於ても、府縣稅負擔額が人口の割合に比し少き事である。昭和二年度について見れば、六大都市の人口は全國の

六大都市特に大阪に於ける租稅負擔

一割二分なるに、六大都市の府縣稅は一割弱に止まり、更に大阪市に於ては人口が全國の三分七厘なるに、府縣稅は二分九厘となつてゐるのである。六大都市に於ける府縣稅の低き原因としては、京都府、神奈川縣、兵庫縣に於て三部制を施行せる事をあげねばならぬ。即ち此等の三府縣に於ては、府縣の經費を京都市、横濱市、神戸市に分賦し、此等三大都市が此分賦金額を市稅として徵收する事となつてゐる。故に六大都市の中の三大都市は、本來府縣稅として徵收すべきものを市稅に含めて賦課してゐるのであるから、それだけ府縣稅が減少するわけである。但し横濱市に於ては昭和二年より縣費の分賦の制度が廢止せられたから、昭和二年には神奈川縣稅と横濱市稅とが併び行はれてゐる。

三 市稅の負擔

市稅は、國稅附加稅と、府縣稅附加稅と、市の特別稅と、——都市によりては——區に屬する市稅とよりなつてゐる。六大都市の中で京都市、神戸市、横濱市の三大都市は府縣の經費の分賦額を市稅として徵收してゐるから、六大都市の市稅負擔額の中には此等の數字が特別に増加してゐるのである。但し横濱市に於ては、昭和二年以後は縣費の分賦の制度が廢止せられてゐる。

大正四年以來昭和二年に至る間の市町村稅負擔額を全國と六大都市と大阪市とについて調査すると、第五表を得る事が出来る。

第五表 全國と六大都市と大阪市とに於ける市町村稅負擔額表

		市町村稅負擔額 (圓)			
		全 國	六大都市	大 阪 市	
大正	4	108,990,653	13,517,827	3,867,371	
	5	114,883,555	15,158,775	4,634,002	
	6	129,981,237	19,415,440	5,991,280	
	7	160,913,227	26,556,652	9,813,933	
	8	235,548,756	37,138,206	10,560,220	
	9	334,945,853	48,583,850	13,034,210	
	10	370,111,962	58,433,370	13,665,820	
	11	402,876,510	68,381,856	17,737,481	
	12	368,803,605	48,476,659	16,493,604	
	13	381,894,856	58,665,986	17,183,622	
	14	380,914,040	66,316,129	20,676,015	
	昭和	1	398,821,225	70,011,117	21,886,470
		2	377,020,324	63,367,469	19,128,413

		市町村稅負擔額百分比 (%)			
		六大都市市稅 全國市町村稅	大阪市市稅 全國市町村稅	大阪市市稅 六大都市市稅	
大正	4	12.4	3.5	28.6	
	5	13.2	4.0	30.6	
	6	14.9	4.6	30.9	
	7	16.5	6.1	37.0	
	8	15.8	4.4	28.4	
	9	14.5	3.9	26.8	
	10	15.8	3.8	23.9	
	11	17.0	4.4	25.9	
	12	13.1	4.4	34.0	
	13	15.4	4.5	29.5	
	14	17.4	5.5	31.2	
	昭和	1	17.6	5.5	31.3
		2	16.8	5.1	30.2

第五表についてみるに、六大都市及び大阪市の市稅負擔の割合は、人口の割合に比し大である。従て六大都市及び大阪市の於ては、市稅負擔の割合は府縣稅負擔の割合よりも遙に大である。

が、直接國税の負擔の割合に比すれば遙に小となるのである。

市税の内容は各都市により、又各時期により種々異つてゐる。過去十三年間にわたり、大阪市の市税の内容を調査すると、次の表を得るのである。

國稅附加稅（所得稅附加稅、地租附加稅、營業稅附加稅、營業收益稅附加稅、鑛業稅附加稅、賣藥營業稅附加稅、取引所營業稅附加稅）

府稅附加稅（營業稅附加稅、家屋稅附加稅、特別地稅附加稅、雜種稅附加稅）

市の特別稅（都市計畫特別稅、電柱稅、坪數制、歩一稅）

區に屬する市稅（國稅所得稅附加稅、國稅地租附加稅、國稅營業稅附加稅、府稅營業稅附加稅、府稅雜種稅附加稅、府稅家屋稅附加稅）

市税の中より特に區に屬する市税を選び出し、その六大都市及び大阪市に於ける負擔額を調べると、次の數字を得る事が出来る。

第六表 六大都市及び大阪市に於ける區に屬する市税比較表(圓)

六大都市	大阪市
4,508,315	1,786,855
4,919,070	2,098,799
5,982,335	2,621,440
8,374,007	4,984,853
8,662,146	4,551,465
11,661,554	6,648,123
8,658,887	3,250,102
6,802,765	3,684,916
6,348,246	4,015,530
6,178,623	4,009,586
7,579,923	5,117,515
9,285,867	6,307,625
3,320,331	169,868

大正	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	11
	12
	13
	14
昭和	1
	2

區の制度は各都市に於てそれごとく特色を有し、且つ過去十三年間に於て異常の變化を遂げてゐる。即ち第六表の數字について見るも、大正四年には名古屋市以外の五大都市については區に屬する市税を計上したのであるが、大正六年以來は横濱市を除き、大正八年以後は神戸市を算定せず、結局の所は大阪市と東京市と京都市との三大都市の合計となつてゐる。

第四 直接税の負擔

以上、六大都市特に大阪市の租税負擔を直接國税と地方税との兩方面より研究し、更に地方税を府縣税と市税とに分ち、特に市税の中よりは區に屬する市税を選び出し調査を進めたのである。此等の、區に屬する市税、普通の市税、府縣税、直接國税の全體を網羅する事によつて、始めて直接税全體にわたり、全國と六大都市と大阪市の租税負擔を明らかにする事が出来るのである。

大正四年より昭和二年に至る十三年間に於ける直接税全體の負擔額を合計すると、次の第七表を得るのである。

	直接税負擔額 (圓)		
	全 國	六 大 都 市	大 阪 市
大正 4	312,325,489	51,400,833	12,852,340
5	336,907,602	61,866,637	16,931,652
6	412,293,472	107,368,523	29,545,551
7	504,385,709	132,964,859	39,827,550
8	702,582,736	144,041,956	51,999,882
9	859,620,366	203,852,453	61,759,189
10	943,542,960	230,877,633	56,448,405
11	1,020,573,919	不 明	62,836,766
12	997,514,386	158,028,327	55,934,035
13	977,604,471	227,451,242	60,632,544
14	1,019,631,811	271,032,799	68,031,624
昭和 1	1,042,179,110	253,559,913	68,500,939
2	988,697,731	255,286,606	64,364,453

	直接税負擔額百分比 (%)		
	六大都市直接税 全國直接税	大阪市直接税 全國直接税	大阪市直接税 六大都市直接税
大正 4	16.5	4.1	25.0
5	16.5	5.0	27.6
6	26.0	7.2	27.5
7	26.4	7.9	30.0
8	20.5	7.4	36.1
9	23.7	7.2	30.3
10	24.5	6.0	24.4
11	不 明	6.2	不 明
12	17.4	6.2	35.4
13	23.3	6.2	26.7
14	26.6	6.7	25.1
昭和 1	24.3	6.6	27.0
2	25.8	6.5	25.2

第七表によれば、大正四年に於て全國の直接税の七分の一強を六大都市が負擔してゐたものが、昭和二年には四分の一強となつてゐる。更に大阪市の直接税負擔は大正四年に四・一パーセ

ントなりしものが、昭和二年には六・五パーセントに上つてゐるのである。然れども此等の數字は直接税負擔額の全額であつて、國稅、府縣稅、市稅がいづれも同一步調をたどつてゐると云ふわけではない。試みに直接税一人當り負擔額を内容的に分類し、全國と六大都市と大阪市につき比較し、大正四年の數字と昭和二年の數字とを對照すると、第八表の興味ある事實を發見するのである。

第八表 全國と六大都市と大阪市とに於ける直接税一人當り負擔額比較表(單位圓)

		全 國	六大都市	大阪市
大 正 四 年	直接國稅	2.515	5.951	5.126
	府 縣 稅	1.220	863	1.027
	市町村稅	2.002	2.431	2.648
	地 方 稅	3.222	3.294	3.675
	直 接 稅	5.737	9.245	8.801
昭 和 二 年	直接國稅	6.020	23.277	16.883
	府 縣 稅	4.084	3.269	3.133
	市町村稅	6.020	8.765	8.463
	地 方 稅	10.104	12.034	11.500
	直 接 稅	16.124	35.311	28.479

大正四年と昭和二年との直接税の一人當り負擔額を比較すると、全國は三倍弱、六大都市は四倍弱、大阪市は三倍強と云ふ數字を示してゐる。更に直接税を内容的に調査すると、大正四年と昭和二年とに共通した現象を見るのである。六大都市も、その構成分子たる大阪市も、全國に比し著るしき特長を示してゐる。一人當り租税負擔額に於て、大都市は全國平均よりも直接國税を負擔する事が最も多く、市町村税に至りては全國平均を僅かに抜き、府縣税については全國平均より落ちてゐるのである。大都市の租税負擔の重心が直接國税に存する事は、注目すべき事實と云はねばならぬ。

以上、六大都市、特に大阪市に於ける租税負擔につき、世界大戦を中心として統計的考察を試みたのである。材料の不備のために充分の研究を試みるを得なかつたのは遺憾であるが、大都市の直接税負擔の重心が直接國税に存する事は、之を明らかにし得たのである。此統計數字を根據として、國家財政と地方財政とに通ずる財政政策が確立し得るのである。

大學院の武田長太郎學士が本論文寄稿に關し、有益なる材料を提供せられし事を謝す。